

平成 2 5 年

第 2 回西原村臨時会会議録

平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日

平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

目 次

第 1 号 (1 1 月 1 1 日)

議事日程第 1 号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1	会議録署名議員の指名 5
日程第 2	会期の決定について 5
日程第 3	諸般の報告 5
日程第 4	村長提案理由説明 (議案第 4 1 号～4 3 号) 5
日程第 5	議案第 4 1 号 村有財産の貸付について 7
日程第 6	議案第 4 2 号 工事請負契約の変更について 1 4
日程第 7	議案第 4 3 号 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予 算 (第 4 号) について 1 6
日程第 8	西原村大字河原の灰床地区における開発行為の今後 の事業計画について、参考人の出席について 1 8
日程第 9	発議第 7 号 泉田洋一議員に対する議員辞職勧告 決議 (案) について 1 9
閉 会	2 2
署 名	2 3

平成 2 5 年第 2 回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
11 月 11 日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・議案審議 （議案第 4 1 号～第 4 3 号） ・発議第 7 号 ・西原村大字河原の灰床地区における開発行為の今後の事業計画、参考人の出席 ・閉会 	

提 出 議 案 等

(平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日提出)

(村長提出議案)

議案第 4 1 号 村有財産の貸付について

議案第 4 2 号 工事請負契約の変更について

議案第 4 3 号 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算 (第 4 号) について

(平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日提出)

(議員提出議案)

発議第 7 号 泉田洋一議員に対する辞職勧告決議 (案)

第 1 号 (1 1 月 1 1 日)

平成 2 5 年第 2 回西原村議会臨時会会議録

平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日、平成 2 5 年第 2 回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日 (月曜日) 議事日程第 1 号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明 (議案第 4 1 号～議案第 4 3 号)
- 日程第 5 議案第 4 1 号 村有財産の貸付について
- 日程第 6 議案第 4 2 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 8 西原村大字河原の灰床地区における開発行為の今後の事業計画について、参考人の出席について
- 日程第 9 発議第 7 号 泉田洋一議員に対する議員辞職勧告決議 (案) について

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (1名)

11 番	泉 田 洋 一 君
------	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は泉田議員から欠席届が出ております。

第2回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年度第2回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番議員、上野正博君、6番議員、山下一義君を指名します。

日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第122条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

去る9月25日から27日まで西原村議会の行政視察で愛知県豊田市足助町、長野県下伊那郡泰阜村、東京都新宿区のママズプレート目白店に行きまして研修をしてきました。詳細につきましては、西原村議会だより「ゆうすい」の92号が今月発行されており、その中の研修レポートに記載されておりますので、この場では省略させていただきます。

次に、10月31日に熊本県町村議会議員研修会が熊本県立劇場で開催され、白鷗大学教授・東北福祉大学特任教授 福岡政行氏による「2014年の日本の政治と経済を展望する」という演題で講演が行われました。今後の安倍内閣の経済財政政策の問題点、原発はもう要らないという一部の動きから外交問題等まで予想され、参考になりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成25年第2回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、10名のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしは例年になく台風が発生が多く、9月、10月には日本列島に接近した台風が10回を数えております。特に、台風26号におきましては伊豆大島を襲い、死者・行方不明者が40名となり、甚大な被害が発生しております。私ども西原村には被害がなかったとはいえ、同じ国民として心の痛む思いであります。

さて、去る10月20日と26日、村内全区長さん方の要請により河原灰床地区における開発行為に反対する住民集会を開催しましたところ、2日間で約550名以上の参加をいただき、村民の関心の高さを感じたところであります。

多くの質問や要望、苦言をいただき、村民の皆さんが村と自分たちの生活を守るため、そして村の発展と河原地区の活性化と安泰を願う悲痛な声を多く聞いたところであります。

議員各位におかれましても出席者全員が反対表明をしていただき、さらに集会に参加者全員で村民反対決議を採択していただいたところであります。今後とも、法令や条例で阻止できないところは、議会、執行部、そして村民の方々と心を一つにして三位一体となり、何事にも負けず正々堂々と正道を貫きたいと思っております。

議員各位におかれましては、村を守るため、今後ともご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第41号、村有財産の貸付についてご説明申し上げます。

平成11年1月1日付で再春館製薬所と土地賃貸借契約締結をしております土地におきまして、再春館製薬所より太陽光発電の設置の申し出がありましたので、入会権を持つ下あげ地区、議会議員の皆さんと現地説明等を受け、入会権者の同意を受け、一部変更契約をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第42号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、6月の定例会におきまして議決をいただきました西原中学校校舎大規模改修工事の内容変更に伴います契約の変更をお願いするものでございます。

主なものにつきましては、特別教室の据えつけ棚、家具及び生徒用下足入れの補修、塗装、つけかえ、各教室のLAN回線整備等でございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明申し上げます。

議案第43号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億1,121万9,000円とするものでございます。鳥子工業団地調整池土地購入に伴う予算を計上しております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、議案3件でございます。議員各位におかれましては、全案件とも慎

重審議をいただき、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、議案第41号、村有財産の貸付について議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号、村有財産の貸付について。

村有財産を次のように貸付けるものとする。

平成25年11月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

（1）貸付財産、土地。

別紙物件目録のとおり。

（2）目的。

観光開発事業及び自然公園ならびに太陽光発電事業。

（3）貸付期間。

原契約書の第7条に定める期間。

（4）貸付額。

貸付額については、年額539万円とする。

（5）貸付の相手方。

熊本県上益城郡益城町寺中1363番地1。株式会社再春館製薬所。代表取締役西川正明。

提案理由。

公有財産の貸付については、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由であります。

新旧対照表、土地賃貸借契約書の一部変更に伴う覚書等を添付させていただいております。

今回の一部変更につきましては、貸付面積、貸付額の変更はございません。

覚書につきましては、大野原野の大麦若葉作付に伴う土砂流出により地域住民の方々に大変なご迷惑をおかけしたところであり、契約締結の大幅な遅れになったことの原因の一つでもあります。下あげ地区以外の集落からもいろいろ心配されて要望等も出ていることがありまして、遵守事項、立入調査等の覚書を締結したいと思っております。

ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

まず、冒頭、審議に入る前ですけれども、ここが一番よろしいかと思って
言わせていただきたいんですが、よろしゅうございますか、議長。

○議長（坂梨公介君）はい。

○9番議員（宮田勝則君）今回、3議案及び議員発議ということで4つの議案
及び参考人の出席の要求についてということで5つの議題について行うわけ
でございますが、冒頭、議長が申されましたけれども、欠席届が出ていると
いうことですけれども、事務局にまずはお伺いしますけれども、欠席理由に
ついてはどのようになっていますでしょうか。

○事務局長（中村義光君）欠席の理由は、体調不良のためということでござい
ます。

○9番議員（宮田勝則君）はい、わかりました。

体調不良ということで、これ、議長に提出になるかと思いますが、議長の
体調不良の内容確認はされましたか。

○議長（坂梨公介君）いや、事務局から、けさ書類によって確認いたしました。

○9番議員（宮田勝則君）確認ということであるようでございます。

議会、こういう臨時会及び定例会、議場で行うものにつきましては提出義
務があるというところで、確かに提出はされたということで最低限の義務は
果たされていると思いますが、私も体調が不良といえれば不良で出席していま
すけれども、益城町の議会の議員さんにおかれましては入院中にもかかわらず、
重病の方でしたけれども本議会には病院からあえて出席されているとい
う議員もおられます。

本日は、最終議題であります議員辞職勧告等ありますけれども、本来なら
下あげ地区の貸し付けに対する審議、大変自分が重要視しておられるところ
の貸し付けの審議も今からあるというところであります。田島議員が前回の
改選前の議会の折、同じようにこのような辞職勧告という決議文をされて
全会一致で可決されたという経緯のときにも本人出席されておりました。私
は同じ同僚議員としても、議員らしい男らしい態度であったと思っております。

議長に一つお伺いするのは、体調不良という的的な理由になるのか、不
良といえれば不良、来られるといえれば来られるのか、その辺の確認をされてい
ないのがちょっとどうかと思っておりますけれども、ここにおられる議員全員です
けれども、議員としてその理由が適正なのかどうかというのを、議長見解で
構いませんので一言言ってもらえれば、この議論前のお話は終わりますので、
一言だけお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）事務局より適正なる処置をされたということで確認をい
たしております。

○9番議員（宮田勝則君）一言、恐らく確認されたのは確認はいいんですけれ

ども、確認されてそれが適正だったかというのが、体調不良が、入院しておれば構いません。病気でおられるということでしたら構いませんけれども、その辺が曖昧ですので、その辺を聞いて、本人確認は議長の権限ですので、ほかの議員がするわけにもいかない唯一持っておられる権限ですから、その辺を利用して電話で確認とか、曖昧だからどうなのかという確認をされなかったというふうには思いますけれども、議員としていかなものかと私は思いますけれども、10年間やってきましたけれども、体調不良で休まれた方というのは当事者以外にはないかと記憶しておりますので、議長の思いでも構いません、今後どうしていくかということだけを、まず冒頭、その返事をください。お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）はい、わかりました。

私も11名の代表でございますので厳粛に受けとめ、そしてまた、今後全員の議員さんにもそういうふうにご指導していきたい。特定の人に対してとやかくどうのこうのではありませんが、いわゆる身障者でもありますので、その辺は十二分に理解はしたつもりでございますので、本人議員がそれを重く受けとめるのか、私が重く受けとめて言うのか、これは私も議会の統制をするためには、ぜひとも本人に対して、宮田議員がおっしゃったように、そういうふうにご姿勢を正してくれということ強く求めておきます。以上です。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）はい。ほかにございませんか。

西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番議員、西口でございます。

今回の変更契約内容である太陽光発電建設についての議論とは直接には関係がありませんが、再春館がなされているお花のパーク管理運営について提案をさせていただきたいと思っております。

現在は、特定の個人と委託契約が結ばれていると思われませんが、結ばれておれば、議会としても把握をする必要があると思っております。なぜかといいますと、現在は会社が全く知らないところで個人が独断で事を進めているのが実態であります。

以前、平成21年のことではありますが、土地の耕起が原因で土砂流出が発生し、下流の町から村にクレームが出たことがありました。その後、本年もお花のパークで個人独自で耕起をされており、若水川への汚水の流出等が発生をしております。こうしたことは、会社としての危機管理の問題であると思っております。やはり会社としては、現在の管理運営のやり方などが妥当なのかどうか総括すべき時期に来ているのではないかと思っております。

そこで、会社としては今後組織的な管理運営をするためには、例えば毎年度の事業計画を事前に村に提出をし、協議を経た後に実行するとか、そうしたことを含めて検討をしてもらう必要があるのではないかと思っていること

ろでございます。そういったことを再春館さんから提示をしていただき、所管の委員会で議論をすべきであると思います。そこでの議論を経た後に、改めて今回提出の議案を審議すべきであると考えています。

したがって、この議案は継続審議にすべきであると思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）それはどちらに質問ですか。

執行部が提案していますので。

○4番議員（西口義充君）はい。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時20分）

（午前10時20分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

西口議員のほうから、継続審議でどうだろうかということでございますので、お諮りします。議員の方、どのように処置されますか。

（「継続でお願いします」の声）

（「賛成」の声）

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

継続審議という、今お話がありました、この太陽光発電の再春館製薬所さんが下あげの今現在借りてある一部の原野を使って、そこに事業をやりたいということで、地元としましても、下あげ4集落の区長さん方もいろんなほかの人たちにも話を聞いたわけですがけれども、地元にも、一刻も早く、そういう事業ということならばやってほしいという話を私は聞いております。ですから、工事につきましてもタイムリミットというのがあると思いますので、できますならば、もうこの原案どおり進めていっていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番議員、山下ですけれども、私も西口議員の今の論議に賛成の方向ですけれども、私が思っておりますのは、今回の太陽光発電についての再春館製薬所の売電、これは4メガですから何億という収入が再春館さんのほうに入るわけなんです。しかし、西原村には、この何億という売電の価格は一銭も入らないということが、私は非常に不審に思うわけがあります。

事実を聞いてみますと、これは事務所が益城町でやるから入らないということだけは聞いております。しかし、変電所を西原村に置けば、この売電価格は西原村に当然お入るわけでありますから、そういうところもこれからもう少し審議をしながら、再春館さんとお話をしながら、協議をしながら進め

ていく必要はあると私は思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございますか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

先ほど総務委員長さんも言われましたけれども、地域住民の方々からいろんなご意見があるというのも提出されているのも伺っています。そこ辺の払拭も本当はもうちょいするべきではないかと思えます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございますか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

ちょっと確認ですけれども、今、山下議員が言われた変電所があれば西原村に売電費用の一部といいますか、お金が西原村のほうに落ちるといような発言でしたが、風力発電も全く一緒と思います。風力発電につきましても変電所があそこにございますが、今、その点についてお金が西原村に落ちていますか。企画商工課長。

○議長（坂梨公介君）課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）お金が落ちている部分につきましては建物についてのみでございまして、税が落ちていることについては、私のほうでは把握しておりません。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）納税聞きますか。

○2番議員（中西義信君）いえ、私はいいです。

○議長（坂梨公介君）いいですか。ほかにございますか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）税金のことですけれども、これを建てた場合に固定資産税が入るという見込み、あるいは保証、これはございませんか。

というのが、今、税制改革が議論されておまして、固定資産税はどうなるかわからないというような状況ではないかと思えますが、その辺はいかかでしょうか。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）田島議員のご質問、恐らく税制改正というのは償却資産の廃止というふうなことだろうと思えますけれども、今現在は、論議はされているとは思いますが、その方向には今のところ進んでいないというのが現状でございます。

それで、先ほどの固定資産税の償却資産という件ですけれども、一応試算等々はさせていただきましたが、この資産につきましても、今現在の法律上では再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置の対象物であると。というのが、3分の1は要するに減免をするということになります。3分の2が当村のほうに入ってくると。ただ、3分の1の分の75%に

つきましては交付税ですというふうにお聞きしております。よろしいでしょうか。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

総務課長にお伺いをします。

契約書の中で賃借料は539万円ということで、そうやって固定資産はもう一応関係ないというような頭で、貸付料というような確認でいいのかなということでお伺いいたします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）今の件は分収金の関係ですね、集落に配布する。それは賃借料のみでございます。償却資産税、固定資産税については別だと。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

ということは、太陽光をされるということは固定資産が発生するということで確認していいんですか。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）固定資産税の償却資産の部分に入るというふうにご理解願いたいと思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君）今、問題を起こしている健康を守る会泰道の管理者と今度、再春館の西原村のほうの管理者が同一人物であり、とても不安でたまりませんので、もう少し審議する必要があるかと思えます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）議長、今、質疑の時間の内で、継続審議にしたい方と、このまま決議したい方といった意見が両方出ております。真剣に、議会としても最後の決断をせないかん時期に来たというところで、慎重に審議させていただきたいというふうに思います。

理由を申しますと、貸し付け側の総務課の課長から全員協議会での質問事項の回答が今回、回ってきております。観光開発事業の定義ということで、何でも観光と言えはできるんじゃないかという私の質問に対して、再春館製薬所さん側から、今までやってきたスポーツイベント等の自然公園の整備のことということと、今回上げられています自然エネルギーに対する環境学習型のことということで、3番目に都市観光業を目的とした、また観光農園施設等の整備事業ということで、今まで一度もまずこういった形、観光農園と

いいますといろんなところ、私たち視察しておりますけれども、今、具体的にそこはまだされていないところの事業まで今回確認して報告されたところでございます。

そういった形で新たな事業も展開されるようなところもありますので、十分、再春館製薬所さんとの聞き取り調査等も説明をいただいて、委員会また全員協議会等で審議させていただければと思いますので、今、2通りの意見があります。継続審議にするのか、ここで採決するのか、それをまず決めていただきたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま宮田議員のほうから、継続審議にするのか、それとも、いわゆるこの議案を正常化といいますか、そういうふうにするのかという提案が出ておりますが、ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、討論に移ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）討論よりも前に、今、西口議員から、このように動議が出されて、それに対して賛成するという意見も数名から出ております。この動議を優先すべきじゃないですか。議会運営としては動議が優先と思います。

○議長（坂梨公介君）それでは、継続審議をするという起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）それでは、起立多数により継続審議に持っていきたいと思いますので、よって、議案第41号は継続審議といたします。

○9番議員（宮田勝則君）議長、いいですか。

○議長（坂梨公介君）はい。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

継続審議のほうにお話がありましたけれども、継続審議の貸し付けに関しては、常任委員会でいうと総務の私の常任委員会です。今回、太陽光等の発電、開発から、それ産業委員会です。両方とも関連はありますが、権限的には常任委員会としましては総務でできればと思いますが、いかがでしょうか。お諮りしてもらいたいと思います。

○議長（坂梨公介君）お諮りします。ただいま宮田議員のほうから継続審議の委員会を総務福祉常任委員会にするのか、産業教育常任委員会にするのかという提案がございました。どちらのほうにすればいいでしょうか。

お諮りします。総務福祉常任委員会で結構ですか。

（「はい」の声）

○議長（坂梨公介君）それでは、継続審議は総務福祉常任委員会に決定いたしました。

日程第 6、議案第 42 号、工事請負契約の変更について議題とします。
内容の説明を教育課長に求めます。

(教育課長 塚元利文君 登壇 説明)

○教育課長(塚元利文君)おはようございます。

議案第 42 号について説明させていただきます。

議案第 42 号、工事請負契約の変更について。

平成 25 年 6 月西原村議会定例会において議決された西原中学校校舎大規模改修工事について、契約金額「1 億 3,566 万円」を「1 億 4,439 万 5,704 円」に変更することとする。変更額 873 万 5,704 円。

平成 25 年 11 月 11 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

西原中学校大規模改修工事の内容変更等に伴う工事請負契約の変更について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に該当するため議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由です。

西原中学校校舎大規模改修工事につきましては、現在のところ、当初の計画どおり工事は順調に進捗している状況です。

しかしながら、今回の改修工事におきまして、当初既存のまま使用する予定でした特別教室等の据えつけ棚等の家具や生徒用下足入れなどにつきましては、劣化による破損や腐食等が判明したことにより、補修やつくりかえによる追加施工が必要になりました。各教室への LAN 回線につきましても、既存の回線をそのまま使用する予定でしたが、回線の混在化やケーブルの老朽化及び今後の ICT 教育の実践を見据えましての全ての教室での LAN 回線の 2 回線の整備が必要となりました。また、生徒たちの学習成果や部活動の活動報告を兼ねた掲示スペースにつきましても、当初は廊下のみを計画しておりましたが、学校側からの要望もあり、階段の側面にも掲示スペースを確保するための掲示クロス追加施工などが必要になりました。このような状況から工事請負契約の変更が必要になりました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(坂梨公介君)内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9 番、宮田議員。

○9 番議員(宮田勝則君)9 番議員、宮田です。

この提案に関しては賛成するものでありますけれども、もう一応、工事も終盤方ということで、教育委員会の教育長もおられますけれども、管理体制、これを少しお聞かせ願えればと思います。

現在、改修工事ということで供用しながらの改修という形であります。交付金及び補助金と起債という財源のもとにやっておりますが、既に工事済みで開放されている場所もあるかと思えます。また、外部足場等はそろそろ解体時期に入っておりますけれども、既済検査とか段階検査はもうお済みでしょうか。部分的に開放された部分は、もう検査が終わってやっているかと思えますけれども、その確認だけ、これは課長検査かと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）工事が終了しました3階と1階については、一応工事の検査部分は終わっております。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

引き渡して開放されたところは検査が終わっているということですので、忘れず、足場ももうすぐばらされそうな予感がします。今回の外壁塗装並びに防水関係、コスト的には非常に高いコスト部分を占めていると思えます。そういったことで、その辺の検査も忘れずやってもらって、単費だけじゃありません、国庫補助等も出ておりますので、その辺の補助金返還が検査していないことで指摘がないように、今後とも、課長、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

○9番議員（宮田勝則君）答弁を一つだけお願いします。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）はい、わかりました。ご指摘のとおり確実にやっていきたいと思えます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

先ほど言われた変更額の内容等を聞いたときにIT関係とかいろいろ言われましたけれども、本来なら最初からあるべき姿ではないかと思っております。今の世の中、電子黒板とかいろいろやっている中において、変更でそういうのをやっとなければならないという感覚はちょっと寂しいなと思えますので、そういうのは今後やっぱりおくらせていくと思えます。もうちょっと検討課題ではないでしょうか。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）ありがとうございます。

議員の皆さんにも7月の中旬、ICTの教職員の合同の研修の中では半数以上の方が、ICT、電子黒板等の模擬授業を見ていただいたというふうに思えます。今、熊本県も非常に、これは首長部局の説明もあっておりますが、

ICT、電子黒板の導入を進めているところです。ただ、これはやはり最終的にはそれぞれの自治体の財政問題ですので、自治体に任せるということになっておりますが、阿蘇郡内では高森町が、新聞にもちょこちょこ載りますけれども、全クラス電子黒板、そしてまたタブレットも入れておると。

ただ、今ご指摘のLANにつきましては、当初、最初のLANが使えるんじゃないかということで、それとまた今までにない異例の繰り越しでありました。国・県も3月末、議会も3月の最終日に提案をさせていただいて、そしてまた異例の契約をせずに予算だけの繰り越しといった形になっておまして、5月末ぐらいで設計ができておまして、6月が入札ということで、非常にその中でやはり漏れたことは確かに頭に入れて、この辺はもう老朽化しているからLANをぜひということで入れておけばよかったんですが、先ほど申しました県の研修会等の中で、県からご相談いたしましたところ、やっぱりかえておいたほうがいいんじゃないかというようなご指摘もありましたので、いつ電子黒板等を入れるかわかりませんが、早々議会の皆さんにお願いもしながら進めたいと思いますが、そういったことでなるべくICT等についての増額については、そういった状況の中で進めさせていただいておるといってご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、工事請負契約の変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第43号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第43号についてご説明申し上げます。

議案第43号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第4号）。

平成25年度西原村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33

億1,121万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

今回の補正は歳出のみでございます。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費、補正額3,507万8,000円の増額補正でございます。

所有権移転登記委託料15万円、鳥子工業団地調整池土地購入費3,492万8,000円を計上いたしております。あと、予備費を3,507万8,000円減額補正いたしております。

後は、議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

まず、3,500万円というちょっと大きな金額ですが、この用地購入費に伴う場所がどこなのかというのが1つ。

それと、当然これは用地購入費が発生しますので、今後はこれに工事費、事業費が当然出てくるというふうに思います。その点についての、例えば国庫補助、あるいは県費補助、あるいは起債関係、その後の予算の手だてというようなことはどのようなふうに考えておられるのかお尋ねします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまご質問いただきました場所についてでございますけれども、これにつきましては、9月の議会におきまして、調整池ということで昨年度の予算に引き続き実施設計で9月に補正をいただきました分でございます。これにつきましては9月の議会でも説明いたしましたけれども、鳥子工業団地の規模拡大を、企業が規模拡大ということで2社ほど申し入れがありまして、そこに造成します面積に相当する分の雨水排水関係の調整池ということで、工業団地の東側のちょっと南側を予定しております。場所についてはそちらのほうで予定をしております。面積的には1万5,000㎡ほどということで計画を実施設計の段階で導いております。

そして、工事費につきましては、現段階では一般会計のほうで予算を計上させていただくならというところで計画を持っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）場所的には、じゃ確認です。1万5,000㎡程度の鳥子工業団地の東側の北側、1万5,000㎡程度で予定ということですね。

（「南、南」の声）南か。

○企画商工課長（高本孝嗣君）はい、南側です。

○3番議員（村上貞廣君）ごめんなさい。南で予定というところですね。決定ではないと。

それと、今後の工事については、一般財源を充てるというところで理解してよろしいですか。

○企画商工課長（高本孝嗣君）はい。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

○3番議員（村上貞廣君）答弁してください。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいま村上議員が言われましたように、東側の南ということで、できるだけ県道に近い側をとということで想定はいたしております。要するに、排水計画についても、やっぱり県道の排水関係を利用させていただくならということで思っておりますので、そちらのほうの場所ということで説明させていただきました。

総工事費については、ただいま申し上げましたように、一般会計のほうの予算を計上させていただくならというところをお願いいたします。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第8、西原村大字河原の灰床地区における開発行為の今後の事業計画について、参考人の出席についてを議題とします。

参考人の出席についてはお諮りします。西原村大字河原の灰床地区における開発行為の今後の事業計画について、12月13日に開俊久氏を参考人として本会議に出席を求め、意見を聞くことにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、したがって、12月13日に開俊久氏を参考人として出席を求めることに決定しました。

○9番議員(宮田勝則君) 議長。

○議長(坂梨公介君) はい。

○9番議員(宮田勝則君) ただいま開俊久氏の指名の参考人ということで出席要求、今、決議を終わったところですが、同時に提案ですが、NPO法人の代表理事山崎三男氏、こちらの方にも出席を求めたいと思いますが、審議をお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) ただいま9番議員、宮田議員のほうから、NPO法人山崎氏に対しても同様の扱いをしてはどうかという提案理由がございましたが、お諮りします。この件については決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○議長(坂梨公介君) これもしたがって、12月13日に開俊久氏同様、参考人として出席を求めることに決定いたしました。

日程第9、発議第7号、泉田洋一議員に対する議員辞職勧告決議(案)についてを議題といたします。

議員辞職勧告決議(案)について、提出者の林田直行議員に趣旨説明を求めます。

(7番議員 林田直行君 登壇 説明)

○7番議員(林田直行君) 7番議員、林田でございます。

ご承知のように、議会運営委員会を11月6日に行いまして、この発議案をもとに、今までの議会の議決の流れや住民集会の内容を踏まえまして審議をいたしました。泉田議員に対しても、元議員、現在議員でございますが、多大な功績を西原村にも残されておりましたが、議会運営委員会としましてはいろいろ加味しまして本発議ということにいたしました。

以下については、文を朗読しながらご説明をいたします。

発議第7号、平成25年11月11日、西原村議会議長、坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員、林田直行。賛成者、西原村議会議員、田島敬一、西口義充、上野正博、山下一義、坂本隆文、村上貞廣、中西義信、宮田勝則、各議員でございます。

泉田洋一議員に対する辞職勧告決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

泉田洋一議員に対する辞職勧告決議(案)。

泉田議員は、村議会と地域住民が不信感を抱いた、大野原野の村有地(公共育成牧場跡地)売却要求問題に対して、議員として、また、NPO法人「自然を守る会」の理事として、深く関与し、村政に混乱を招いたところで

ある。

更に、現在は、過去に反社会的な事件を起こして平成9年に解散した団体「泰道」の元会長で、この解散した団体「泰道」の活動を実質的に引き継いでいることが裁判で認められた宗教団体「宝珠宗宝珠会」の本源とみられている、開俊久氏の指示のもと、NPO法人「自然を守る会」の山崎理事長とともに、大野原野の開発構想と一体であり、村民が不信と不安を抱いている「灰床地区」の開発を積極的に進めているところである。

村民の安全安心を守るべき立場の議員として、とるべき行動ではない。

しかも、村議会において、この「灰床地区の開発に反対する決議」が可決された後においても、自らが所有する土地を開発申請者の開俊久氏に売却していたことが先般、判明したところである。

また、住民集会も開催され、村民一丸となって反対運動がなされている中で、いかに個人同士の土地取引とはいえ、泉田議員は現職議員であり、前議長でもある。

こうした泉田議員の一連の行動は、村議会、そして、村民に対しての背信行為と言わざるを得ない。

まさに、議員としての資質を欠くとともに、議員としてあるまじき行為であり、議員辞職あるいは、それ以上の議員リコールにも値するものである。

同じ村議会に籍を置く者として至極残念であり、村民に対して申し訳がないと思うところである。

したがって、西原村議会としては、泉田議員が事態の重大さを真摯に受け止め、西原村議会議員を直ちに辞職されることを勧告する。

以上決議する。

平成25年11月11日、熊本県阿蘇郡西原村議会。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）説明が終了いたしましたので、これより提出者に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）この辞職勧告に関しては私も署名しておりますので、とやかく言うものではありませんが、一つだけちょっとお尋ねと今後の議会の活動に関する、副議長あるいは議長に対する要望としてお尋ねしたいというふうに思います。

11月6日に議運がなされてこういう決議がなされたということで、その後の全員協議会でこの文書が回ってきて、皆初めて知って、私も確認したところです。それで、泉田議員に対する、議運には来ておられたんですけども全員協議会のときには出席ではありませんでしたので、この土地売却というのは本当ですかということを確認のために、私は電話で確認をしたところです。

ところが、本人が言われることについては、売却じゃなくて交換というよ

うなことをしきりに言われました。ですから、売却ということが判明しているのは明白だということでここに書いてあるんですが、今後、これは本人の名誉も非常に重んじる議決というふうにも考えますし、今後の議会のあるべき姿ということについて、今後、今から先こういうことはあってはならんことですのでけれども、もし万が一、こういうような状態が発生した場合に、常任委員長あるいは議長を中心に調査委員会というのを設置した上で、そういう体制を今後の議会の姿勢として持って行っていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）林田議員。

○7番議員（林田直行君）お答えします。

先ほど村上議員から、はっきりしていない内容ということで売買に対してありましたが、これは平成25年10月8日、不動産の売買契約がなされております。これは一応、河原4051の1、新聞等でもありましたように、6,690㎡です。一応、泉田氏より開氏に移っているのは確かでございます、代理人で境氏という方がやっておられます。これは一応、私たちが調べた結果でございます。

そういうことで、議会人としていかなものかということで、こういう提案をした理由でございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）田島です。

11月6日の議運に出席されて、私は議運メンバーではありませんので、泉田議員がどのような弁明というか、これに対して発言をされていたのか、その辺のところを教えていただければ幸いですけれども。

○7番議員（林田直行君）一部報道にもありましたように、要するに売却して、何でそれ売ったんですかということでお尋ねしたら、それは報道にありましたように、苗木等の人件費がかかるから経費が要るからというようなことで返答を受けたのは確かです。自分の思いでやっておられるという、その中でいろいろ討論はありましたが、そういうことが基本的に最終的な判断ということで、したわけでございます。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）その際、前にも個人的な場面で泉田議員の発言を聞いたことがありますけれども、隣接する再春館製菓が行っておりますいろいろなイベント、ウォーキングだとかランニングだとか、そういったものに連結して、あるいは関連づけてしていきたいというようなニュアンスの話をよく聞いたんですけれども、そんな話は出ませんでしたか。

○7番議員（林田直行君）いやそういうことに対しては、先ほど述べましたように、ある程度多大な功績があるということは西原村のイメージアップもされてきたということでございまして、ただ、そういう仕事関連では、議運の

中では余り発言されていなかったかなという感じは受けます。私のあれではそう思っております。

○10番議員（田島敬一君）はい、わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

○9番議員（宮田勝則君）私も、その議運の中におりましたわけですが、議運の委員長は今回提出したということで、先ほどの田島議員の話の中にありましたように、今、一生懸命植樹をされております。あくまで、あそこは再春館の、今度の春、来春の歩こう走ろうのロードとして使うというお話を自己主張されました。そういった中で、再春館さん側に泉田議員本人から、会長に本当に言ったらどうですかというお話をしましたけれども、そこではなかったかと記憶しておりますので、委員長はその辺、記憶なされていないんですか。

○7番議員（林田直行君）売った売らないは、ちょっと私は記憶はありませんが、要するに再春館さんと、今は問題の泰道とのあれのつながりは何とも言われないうです。一部それを使うというようなのはあったという、あれじゃあるわけですね。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第7号、泉田洋一議員に対する議員辞職勧告決議（案）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、発議第7号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成25年度第2回西原村議会臨時会を閉会します。

午前11時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

5 番議員 上 野 正 博

6 番議員 山 下 一 義